

令和2年（2020年）5月26日

0～2歳児クラスの
保護者の皆様へ

平塚市健康・こども部
保育課長

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」の
対応について（お知らせ）

平素より本市の保育行政に、御理解、御協力いただきありがとうございます。

また、保育施設を御利用いただく皆様におかれましては、大変御心配をおかけいたします。

新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除され、神奈川県知事により「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県実施方針」が廃止されましたが、本市では、引き続き、できる限り保育所等の登園を控える要請をさせていただいている観点から、保育所等が臨時休園等した場合の利用者負担額（保育料）の取扱いについて、次のとおりといたしますのでお知らせします。

記

1 保育所等の利用者負担額（保育料）の取扱いについて

保育料については、在園している子どもや職員等が罹患し臨時休園した場合や登園の自粛要請により、次の期間、利用者負担額（保育料）のうち相当額を返金します。

2 対象期間

令和2年5月26日（火）から令和2年6月30日（火）まで

3 保育所等の利用者負担額の返金方法について

利用者負担額（保育料）の返金方法は、次のとおり行います。

- (1) 令和2年5月及び6月分の保育料については、指定の期日までに全額納付していただきます。
- (2) 各施設から提出いただく利用状況をもとに、「**日割り計算**」を行い、金額を確定します。
- (3) 確定した金額の返金については、保育料の納付が確認できた方に対し、後日「**還付**」を行います。

なお、還付は、原則として、市に提出いただいている利用者指定の口座へ振り込みます。

また、納付書払いの方については、別紙「保育所保育費用等負担金還付金振込依頼書（納付書払い用）」に必要事項を記入の上、口座情報を確認できるもの（通帳やキャッシュカードの写しなど）を添付し、御利用いただいている施設に**令和2年7月8日（水）まで**に御提出ください。

※保育料を施設で徴収している場合（認定こども園、小規模保育施設等）については、施設からの返金となります。

※納付書払いの方のうち、先に「保育所保育費用等負担金還付金振込依頼書（納付書払い用）」を提出された方については、提出いただいた口座へ振り込みます。

(4) 日割り計算方法は次のとおりです。

ア 5月分の保育料について

保育料（月額） \div 25日^{※1} \times 利用日数^{※2}

※1：令和2年5月7日付け通知において、「23日」とお示しましたが、国の通達により「25日」に訂正します。

※2：令和2年5月1日（金）から令和2年5月31日（日）までに利用した日数

イ 6月分の保育料について

保育料（月額） \div 25日 \times 利用日数^{※3}

※3：令和2年6月1日（月）から令和2年6月30日（火）までに利用した日数

4 その他

市外在住の方については、お住まいの市町村に御確認ください。

以上

（事務担当は保育課保育担当）

電話：0463（21）9612